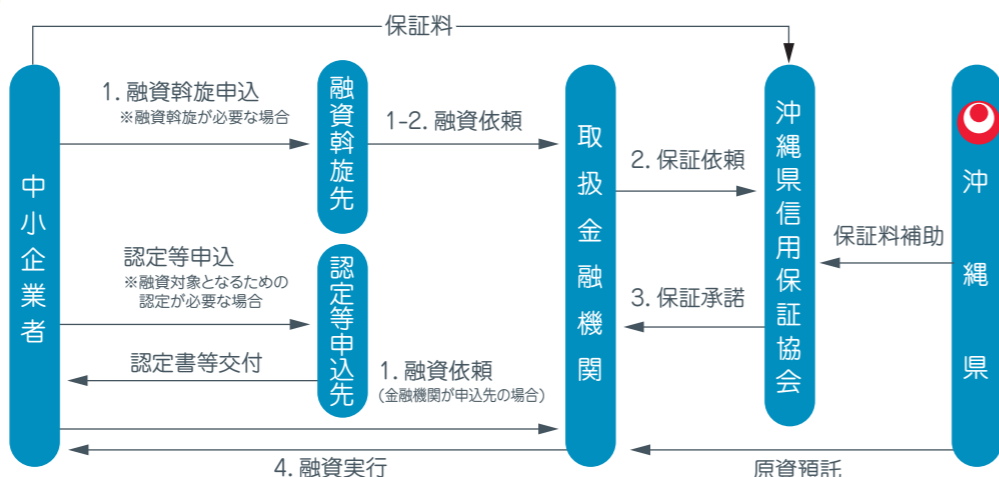




沖縄県融資制度の流れ



その他の沖縄県融資制度資金

◎零細企業、小規模企業者を支援します。

融資制度資金名	利用できる方
小口零細企業資金	従業員20人以下の企業 (商業・サービス業は5人以下)
小規模企業対策資金 (一般貸付)	従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下)市町村又は商工会、商工会議所のあつせんが必要です。
小規模企業対策資金 (特別小口貸付)	従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下)で、中小企業信用保険法に規定する特別小口保険に該当する方。市町村又は商工会、商工会議所のあつせんが必要です。

◎雇用促進を図る事業者を支援します。

融資制度資金名	利用できる方
雇用創出促進資金	新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとする中小企業者、協同組合等。商工会、商工会議所のあつせんが必要です。

◎観光リゾートや地域産業の振興のため積極的に取り組む事業者を支援します。

融資制度資金名	利用できる方
観光リゾート振興資金	観光関連の事業を営み地域の観光振興に寄与する中小企業者、協同組合等。商工会、商工会議所の認定が必要です。
産業振興資金 (オキナワ型産業振興貸付)	オキナワ型産業(健康食品産業、バイオ関連産業、健康サービス産業、泡盛産業、工芸産業、環境関連産業)を営む中小企業者、協同組合等。
産業振興資金 (企業立地推進貸付)	特別自由貿易地域、情報通信産業振興地域等において工場、事業所を設置する方。

※融資は原則、沖縄県信用保証協会の保証付きです。 ※金融機関と沖縄県信用保証協会の審査が必要です。 ※融資利率は、固定で年2%台です。(一部、資金を除く。)

◎起業家、新たな製品・商品等を開発する方、新たな分野へ進出する方を支援します。

融資制度資金名	利用できる方
創業者支援資金	独立・開業を行う者、又は開業後1年を経過していない事業者。県産業振興公社又は商工会、商工会議所の指導を受け、創業計画書を作成する必要があります。
ベンチャー支援資金	商品の開発又は生産、新役務の開発等の新たな取り組みや生産、新製品、新技術等を開発したもの。
新事業分野進出資金	現在の事業を行いながら、多角化や事業転換により新たな事業分野に進出する事業者。県産業振興公社又は商工会、商工会議所のあつせんが必要です。

◎事業再生に取り組む事業者を支援します。

融資制度資金名	利用できる方
中小企業再生支援資金	沖縄県中小企業再生支援協議会の支援を受け、再生支援計画を策定した中小企業者、協同組合等。

◎その他、県内の中小企業者を支援します。

融資制度資金名	利用できる方
組織強化育成資金	商工業関係組合及び構成企業。沖縄県中小企業団体中央会のあつせんが必要です。
経営振興資金	経営の近代化、合理化を図る中小企業者、協同組合等。
短期運転資金	短期的な運転資金を必要とする中小企業者。

県融資事業

中小企業の活動を支援します

県融資制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を融資することで資金調達の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与することを目的としています。

長期・固定・低利の資金を提供するとともに、県信用保証協会の債務保証を付け、金融機関からの融資の円滑化を図ります。また、県が保証料補助を行うことで、中小企業者に対する保証料率の低減を行っています。



沖縄県緊急総合経済対策に関する融資制度資金

売上の減少や原油・原材料等の仕入価格の高騰により経営状況が悪化している事業者の資金繰りを支援します。

中小企業セーフティネット資金

●利用できる方	売上減少等により資金繰りが厳しくなっている中小企業者、協同組合等。特定中小企業者として市町村長の認定を受けた国のセーフティネット保証(5号)利用者も利用可能です。
●資金使途	運転資金
●融資限度額	2,000万円
●融資期間(据置期間)	5年以内(1年以内)
●融資利率	固定金利 年2.60% (ただし、市町村長認定の場合、年2.40%)
●保証料率	0.45%から1.40% (ただし、市町村長認定の場合、0.55%)
●担保・保証人	必要に応じて求める (法人は、代表者を保証人とする。)

原油・原材料高騰対策支援資金

●利用できる方	原油・原材料等の仕入価格高騰の影響で資金繰りが厳しくなっている小規模企業者で、商工会、商工会議所が認定した者。
●資金使途	運転資金
●融資限度額	1,000万円
●融資期間(据置期間)	7年以内(1年以内)
●融資利率	固定金利 年2.30%
●保証料率	0.00%
●担保・保証人	必要に応じて求める (法人は、代表者を保証人とする。)

お問い合わせ

制度について ▶ 沖縄県観光商工部経営金融課 ☎098-866-2343  
 保証について ▶ 沖縄県信用保証協会経営支援課 ☎098-863-5300  
 認定について ▶ 事業所のある市町村の商工会、商工会議所